



お知らせ版

No.1187

7月21日(日) 執行予定
「第23回参議院議員通常選挙」における期日前投票所の投票立会人を募集します

※お申し込み・お問い合わせ先
 選挙管理委員会事務局(総務企画課内)
 ☎662・2111

任期満了による7月21日(日)執行予定の『第23回参議院議員通常選挙』について、期日前投票所における投票立会人を募集します。

- 期日前投票期間 7月5日(金)～7月20日(土) (7月21日を投票日とした場合)
- 応募資格 ①選挙権を有すること

②期間中、午前8時30分から午後8時まで従事できる方(原則として従事中は外出できません) ③健康な方

- 従事場所 役場103会議室に設置する期日前投票所
- 報酬 1日当たり9500円
- 応募期限 6月21日(金)午後5時
- 申し込み方法 選挙管理委員会(役場2階 総務企画課内)において、所定の用紙に記入のうえお申し込みください。その際、印鑑(認印。シャチハタは不可)をご持参ください。申し込みの際に「投票立会人」の内容について説明します。
- その他 従事日程は応募の状況を見て1日単位で調整し、応募者多数の場合は抽選とします。

献血にご協力ください
 ※お問い合わせ先
 健康福祉課健康づくりG
 ☎662・2836

次の日程で町内に献血バスが来ます。はじめての方もほんの少しの勇気を出して、献血に協力してみませんか。皆様のご協力をお願いいたします。

- 日時 7月7日(日) 午前8時30分～12時30分
- 場所 防災センター
- 持ち物 本人確認のため身分証明書(運転免許証、保険証、パスポートなど)



今月の納税等
 納期限 7月1日(月)
 ●町県民税 1期
 ◆税額や保険料に変更のある方へ6月14日(金)に納付書を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。
 ※お問い合わせ先
 住民税務課税務G ☎662-2112

立木伐採にご協力ください
 ※お問い合わせ先
 総務企画課情報防災G
 ☎662・4899

立木の枝が道路にはみ出ししていると、歩行者、車両等の通行に支障が出るほか、消防車、救急車等の緊急車両が現場に進入できず、生命、財産に危険を生じる場合があります。特に緊急車両は車高が高く、一般車両の通行に支障がないと思われる場合でも進入できない事態も生じています。住宅地、農地を問わず、はみ出している枝を伐採するなどご協力ください。

第23回 全国かぶと虫相撲大会 参加者・ボランティアスタッフ大募集!!



今年も全国かぶと虫相撲大会を開催します! 親方集まれ~!
 ●日時 7月15日(月・海の日) ▼受付 午前8時30分~9時
 ▼開会式 午前9時15分 ▼競技 午前9時30分~午後1時

- 場所 総合体育館
- 参加費 かぶと虫付き600円 かぶと虫無し300円
- 参加資格 小学生以下(小学校3年生以下の参加者は保護者の付添いをお願いします)
- 申込締切 6月28日(金)まで(先着336名)
- 申込方法 申込書を持参・郵送・FAX・Eメールで提出してください。
 申込書はひまわり温泉ゆ・ら・ら、中山町役場で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。 ※お預かりした個人情報は適切に管理し全国かぶと虫相撲大会の運営目的のみに使用します。

ボランティアスタッフ大募集!!

- 大会運営にご協力いただけるボランティアスタッフを募集します。
- 内容 ①かぶと虫相撲のほか、アトラクション及びイベントの準備・運営・片付け
 ②大会後の検討・反省会への参加
 - 応募資格 15歳以上で、平日夜の打合せ会、大会、検討・反省会への参加ができる方
 - その他 ①日本かぶと虫相撲協会ボランティア保険に加入します
 ②大会当日は昼食(弁当)を準備します
 ③スタッフ用の被服等を貸し出します
 - 申込方法 日本かぶと虫相撲協会事務局(産業振興課内 ☎662-2114)に6月28日(金)まで電話でお申し込みください。

- ★★同時開催イベント★★
- その1 ひまわり元気のさとスタンプラリー ソフトクリームをゲットせよ!! (大会参加者のみ対象)
 - その2 がんばる車大集合! 自衛隊などのがんばる車両展示 (どなたでも見学できます・無料)
 - その3 東北楽天ゴールデンイーグルス 野球にトライ! 楽天コーチのミニ野球教室 (小学生以下であればどなたでも参加できます・無料)

※お問い合わせ・お申し込み先
 日本かぶと虫相撲協会(ひまわり温泉ゆ・ら・ら内) 〒990-0402 中山町いずみ1番地
 ☎662-5777 FAX 662-4866 kitekero@town.nakayama.yamagata.jp

郵便等投票証明書の発行について

※お問い合わせ先
 選挙管理委員会事務局(総務企画課内)
 ☎662・2111

郵便等投票証明書とは、身体に重度の障がいのある選挙人が自宅等から郵便で不在者投票をしようとするときに必要な証明書です。この証明書は次の方が交付申請できます。

- 身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 ▼両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級若しくは2級の方 ▼内臓機能の障がいがある1級若しくは3級の方 ▼免疫機能の障がいがある1級から3級までの方
- 戦傷病者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 ▼両下肢、体幹の障がいがある特別項症から第2項症までの方 ▼内臓機能の障がいがある特別項症から第3項症までの方
- 介護保険被保険者で、被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載されている方

※この証明書は7年間有効で、その期間に国・県・町の実施する選挙に有効です。(要介護者については、有効期間が、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間となります。)以前に証明書の交付を受けた方で期限が切れている場合は、再発行の申請をしてください。